

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27 - 関東70 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月15日

【会社名】 東京製綱株式会社

【英訳名】 TOKYO ROPE MFG. CO., LTD

【代表者の役職氏名】 取締役社長 中村裕明

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

【電話番号】 03 - 6366 - 7777

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 中原良

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

【電話番号】 03 - 6366 - 7777

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 中原良

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【今回の募集金額】 一般募集 2,932,589,600円
 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
 ただし、一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記金額とは異なります。

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年5月22日
効力発生日	平成27年5月30日
有効期限	平成28年5月29日
発行登録番号	27 - 関東70
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額4,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし	減額総額(円)	なし

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,000百万円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】

- 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,220,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成27年6月5日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成27年6月5日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘でありません。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式2,280,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成27年6月5日(金)開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分(以下「本第三者割当による自己株式の処分」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分について」をご参照ください。
- 4 本募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 5 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種種類株式及びB種種類株式についての定めを定款に定めております。
普通株式の単元株式数は1,000株としていますが、各種種類株式には議決権がないため、各種種類株式の単元株式数は1株としております。また、各種種類株式について、既存の株主への影響を考慮して、議決権を有しないこととしております。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年6月15日(月)(以下「発行価格等決定日」という。)に決定された発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	15,220,000株	2,932,589,600	
計(総発行株式)	15,220,000株	2,932,589,600	

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
201	192.68	(注) 3	1,000株	自 平成27年 6月16日(火) 至 平成27年 6月17日(水)	1株につ き発行価 格と同一 の金額	平成27年 6月22日(月)

- (注) 1 発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、平成27年 6月16日(火)付の日本経済新聞及び発行価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.tokyorope.co.jp/>)において公表します。
- 2 前記「 2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成27年 6月23日(火)であります。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「 3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 5 号

- (注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	12,176,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金(1株につき8.32円)となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,044,000株	
計		15,220,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,932,589,600	10,120,000	2,922,469,600

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,922,469,600円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限438,332,400円と合わせて、手取概算額合計上限3,360,802,000円について、1,695百万円を平成30年12月までに当社子会社への投融資資金に、638百万円を平成29年3月までに鋼索鋼線事業における国内工場の設備投資資金にそれぞれ充当し、残額については平成30年3月までに金融機関からの借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

投融資資金については、Tokyo Rope USA, Inc.において1,296百万円を平成30年12月までに炭素繊維複合材ケーブル(CFCC)の製造設備に、日本特殊合金株式会社において399百万円を平成28年2月までに超硬工具用素材の製造設備に係る設備投資資金に充当する予定であります。

なお、上記手取金は、実際の充当期までは安全性の高い銀行預金等にて運用する予定であります。

また、当社グループの設備投資計画については、平成27年6月5日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年4月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
Tokyo Rope USA, Inc. (米国ミシガン州)	開発 製品 関連	炭素繊維複合 材ケーブル (CFCC)製造設 備	1,296		当社からの 投融資資金	平成27年 9月	平成30年 12月	炭素繊維複合材ケー ブル(CFCC)生産能力 増強(注) 1
東京製綱株式会社 土浦工場 (茨城県かすみがうら 市)	鋼索 鋼線 関連	鋼索(ワイヤ ロープ)製造 設備	208		自己株式の 処分資金	平成27年 7月	平成29年 3月	エレベータ用・建機 用ロープ生産能力増 強(注) 2
東京製綱株式会社 鋼索鋼線事業部 (東京都中央区)	鋼索 鋼線 関連	システム更新 投資	430		自己株式の 処分資金	平成27年 7月	平成29年 3月	鋼索鋼線全社統合シ ステムの更新(注) 3
日本特殊合金株式会社 (愛知県蒲郡市)	その他	超硬工具用素 材製造設備	399		当社からの 投融資資金	平成27年 9月	平成28年 2月	超硬工具用素材生産 能力増強(注) 4

- (注) 1 Tokyo Rope USA, Inc.において、米国ミシガン州に炭素繊維複合材ケーブル(CFCC)の新工場を設立することにより、生産能力は現状対比2倍超となる見込みです。
- 2 土浦工場において、エレベータ用・建機用等のワイヤロープの細径化に対応した生産設備を導入することにより、生産能力の増強を図るものであります。
- 3 鋼索鋼線事業部において、生産・販売管理システムの更新投資を行い、業務効率化を図るものであります。
- 4 日本特殊合金株式会社において、従来取り扱っていなかった高付加価値の超硬工具用素材に関する新規生産設備を導入することにより、生産能力の増強を図るものであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式2,280,000株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成27年6月5日(金)開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分(本第三者割当による自己株式の処分)を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、平成27年6月18日(木)から平成27年7月17日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

2 第三者割当による自己株式の処分について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当による自己株式の処分について、当社が平成27年6月5日(金)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式2,280,000株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 払込期日は、平成27年7月23日(木)とします。

3 ロックアップについて

当社はS M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わない旨を合意しております。

ただし、ロックアップ期間中に平成25年6月27日(木)開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模な取得行為への対応策(買収防衛策)」に基づき、当社取締役会が独立委員会に対抗措置の発動是非について諮問した場合、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却を行わない期間は、当該諮問を行った時までとします。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第215期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第216期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月11日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第216期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第216期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月10日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年5月13日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成27年6月5日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月15日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」は有価証券報告書等の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月15日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

「対処すべき課題」

今後当社を取り巻く経営環境は、国内では経済・金融政策の効果を背景に緩やかな回復傾向が続くことが期待されるものの、海外においては中国経済の下振れ懸念や欧州の債務問題等のリスクがあり、引き続き予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループは、持続的成長への基礎づくりに取り組むべく平成27年度までの中期経営計画「TCT - フォワード」を推進してまいりましたが、当初掲げた諸施策について前倒しで進捗していることから「事業基盤の更なる強化」と「成長戦略の着手・実行」に向けて、平成27年度から平成31年度の5ヵ年の新中期経営計画「TCT - Focus 2020」を策定いたしました。

具体的な取組みとしては、以下の通りです。

拡大・本格化するCFCC事業の推進

今後益々の拡大が見込まれる北米での橋梁整備需要の捕捉のためにCFCCの生産拠点を設立いたします。また、経済成長が持続するインドネシアでは電力需要も増加を続けており、送電網整備が進められていることから、同国での送電線需要を確実に捕捉してまいります。

海外インフラ需要、新規マーケットへの積極的展開

道路安全製品、橋梁用ケーブル、エレベータ用ワイヤロープ等の製品群は、新興国におけるインフラ整備需要に合致しているため、中央アジア・中東諸国への防災製品販売や、トルコを拠点とした海外橋梁用ケーブルの拡販、中国、東南アジア、インド等におけるエレベータ用ワイヤロープの拡販といった海外展開を拡大してまいります。

スチールコード事業の体質転換

グローバル市場での競争が加速するタイヤコード業界においては、生産品種と品質レベルでの差別化が益々重要となっており、質の転換を進める必要があります。環境性能が強く求められているタイヤ産業はもとより、高強度・極細ワイヤを求める各分野に対する高付加価値の製品提供を強化し、商品ポートフォリオの拡充と利益率向上を図ってまいります。

国土強靱化等インフラ需要に対応した国内市場の確実な捕捉

鋼索鋼線、開発製品、それぞれの業界における高い信頼、ブランド力を活かし、「安全・防災・環境・エコ」に関するニーズが強い国内市場において、収益最大化に努めてまいります。

財務基盤の強化

種類株式の取得及び消却により、普通株式の復配及び安定的な株主還元の実現を図り、普通株式の募集(自己株式の処分)及び今後も着実に利益を積み上げていくことにより、更なる財務基盤の強化を図ってまいります。

当社グループでは、以上の取組みを通じて、変動の激しい事業環境に対応し、成長し続ける強靱な企業体質を構築し、株主・お客様・サプライヤー・従業員等様々なステークホルダーの信頼に応えられる企業となるために全力を尽くす所存であります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の維持・持続的発展を実現し、株主の皆様へ還元すべき適正な利潤を獲得するためには、長年の事業活動によって培った柔軟な技術力と多様な事業構造、ブランド力、川上・川下の各取引先との強い連携といった当社グループの企業価値・株主共同利益の源泉の維持が不可欠であり、このためには株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社グループのステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、社会の基盤整備への貢献を通じて当社グループの社会的存在意義を高めていく経営が必要であると考えております。

また、株式会社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合に、その買付が当社グループの企業価値・株主共同利益を高めるものかどうかを株主の皆様が適切に判断するためには、事業間のシナジー効果や当社グループの企業価値の源泉への影響を適正に把握する必要があると考えます。

当社取締役会では、以上の要請を実現することが当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方であると考えており、以上の要請を実現することなく当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えます。

(2) 基本方針実現のための取り組み

当社は平成27年度からの5年間を「事業基盤の更なる強化」と「成長戦略の着手・実行」の期間と位置付け、将来に亘り成長・社会貢献し続けるための諸施策を展開してまいります。

具体的には、北米市場やインドネシア市場におけるCFCC事業の推進、海外におけるインフラ整備需要を捉えた積極的な新規マーケットの開拓、スチールコード事業の体質転換、国内インフラ需要の確実な捕捉、成長戦略を支える財務基盤の強化、等に取り組んでまいります。

以上の取り組みを通じて、当社グループでは、中長期的視点に立ち、当社グループの企業価値・株主共同利益の向上を目指してまいります。

(3) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取り組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定が基本方針に照らして不適切である者によって支配されることを防止する取組みとして、第208回定時株主総会においてご承認を得て「当社株式の大規模な取得行為への対応策(買収防衛策)」の導入を決議いたしました。その後、第211回定時株主総会で本プランを一部変更のうえ更新することにつきご承認いただき、第214回定時株主総会において本プランを更新することにつきご承認いただいで発効いたしております。(以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。)

現行プランは、当社が発行者である株式の大量買付または公開買付を実施する場合の 절차를明確化し、株主の皆様が適切な判断を行えるよう必要かつ十分な情報と時間を確保することや買付者との交渉機会を確保することで企業価値・株主共同利益の維持・向上させることを目的としております。

具体的には、当社株式の発行済株式総数の20%以上となる買付または公開買付を行おうとする者(以下、「大量買付者等」といいます。)には、事前に必要な情報を当社取締役会に提出いただき、当社取締役会が一定の検討期間を設けたうえでこれらの情報に対し意見表明や代替案等の提示、必要に応じて大量買付者等との交渉等を行うこととしており、これらの情報については適宜株主の皆様へ情報提供を行うこととしています。

また、大量買付者等と当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等については、当社経営陣から独立した社外者のみで構成される独立委員会に提供され、独立委員会において調査・検討・審議を行い、その結果を取締役に勧告します。

独立委員会では、大量買付者等が現行プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合または当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、対抗措置の発動(大量買付者が権利行使できない条件付の株主割当による新株予約権の無償割当)を取締役に勧告することとしています。

取締役会では、本必要情報等を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあり、その決定内容について速やかに情報開示を行います。

(4) 本プランの合理性

当社取締役会では以下の理由により、現行プランが基本方針に整合し当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

現行プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足している。

株主意思を重視するものであること

現行プランは平成25年6月開催の第214回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て3年間の有効期限を設定している。また、有効期限内においても毎年株主総会で選任される取締役を通じて廃止することができる(いわゆるデッドハンド型ではないこと)ことから導入・廃止とも株主の皆様の意思が反映される。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

現経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役及び有識者をメンバーにより構成される独立委員会が、現経営陣による恣意的運用がないかどうか監視するとともに対抗措置の発動等について独立委員会の勧告を行うこと、独立委員会の判断の概要を含めて株主の皆様には情報開示することで現行プランが透明性をもって運営される仕組みを構築している。

合理的な客観的要件の設定

現行プランは対抗措置の具体的発動要件を定めているほか、発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経て行うこととしており、現経営陣による恣意的な対抗措置の発動を抑制する仕組みを構築している。

「事業等のリスク」

当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性のあるリスクは、次のとおりであります。なお、以下の記述のうち、将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(平成27年6月15日)現在における当社グループの判断に基づくものであります。

(1) 景気の動向

世界並びに日本経済の動向により、当社グループの主要需要業界であるタイヤ業界や建設業界などの活動水準が影響を受けた場合には、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性があります。

(2) 競合のリスク

当社グループの国内・海外における生産・販売活動における競争環境は厳しさを増しております。当社グループでは、継続的なコスト削減と同時に新製品の開発、新規事業の展開を推進しておりますが、市場価格の低下が当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 原材料などの供給リスク

当社グループは主材料である線材や垂鉛・心綱等を購入しておりますが、いずれの材料も数社の仕入先に依存しております。仕入先の業績不振、操業停止等に起因する原材料の供給停止や遅延、また世界的な需給逼迫による仕入量の制約、鉄鉱石や原料炭の価格高騰に起因する鋼材価格の上昇が当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 海外拠点におけるリスク

当社グループは、中国、ベトナムに海外事業拠点を有しておりますが、当該国における政治・経済的混乱、疫病・テロといった社会的混乱、法的規制などにより、当社グループの事業活動が制約される可能性があります。

(5) 災害・事故等の発生

当社グループの生産拠点において、地震・火災等の大規模な災害や設備事故等が発生した場合、生産活動に支障をきたすことになり、その復旧費用を含め、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 株価の下落

当社グループは、取引先との中長期的な経営戦略を共有するために株式を保有しており、その時価が下落した場合、当該株式について、減損処理が必要となる可能性があります。また、当社は従業員の退職給付に関して、株価の下落により年金資産が目減りし、退職給付費用が増加する可能性があります。

(7) 取引先の信用リスク

当社グループは、取引先に対して様々な形で信用供与を行っており、債権の回収が不可能になる等の信用リスクを負っております。これらのリスクを回避するため、当社グループでは取引先の信用状態に応じて、信用限度額の設定や必要な担保・保証の取得等の対応策を講じております。しかし、取引先の信用状態の予期せぬ悪化や経営破綻等により債権が回収不能となった場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、多額の固定資産を所有しており、経営環境の変化などに伴う収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、その回収可能性を反映させるように固定資産の帳簿価額を減額し、その減少額を減損損失とすることになるため、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟などのリスク

当社グループでは、コンプライアンスの徹底に努めておりますが、法令違反等の有無に関わらず、万が一当社グループに対する重要な訴訟等が提起された場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 環境リスク

当社グループは、事業活動により発生する廃棄物や有害物質等について、環境関連法令の適用を受け、適切に処理しておりますが、今後、CO₂排出規制をはじめ、環境基準等が強化された場合には、新たな対策費用の発生や操業停止等により、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権

当社グループは、新製品開発を通じて多くの新技術やノウハウを生み出しており、これらの知的財産を特許出願し、権利保護と経営資源としての活用を図っております。しかし、当社グループの知的財産権への無効請求、第三者からの知的財産権侵害等が当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制などに関するリスク

当社グループは、国内外での事業において各国の法的規制を受けており、コンプライアンス、財務報告の適正性確保をはじめ、適切な内部統制システムを構築・運用しておりますが、将来法令違反等が発生する可能性は皆無ではなく、また法規制等の変更により、法令遵守のための費用が発生し、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 為替変動リスクについて

当社は、製品等の輸出入及び原材料の輸入において外貨建取引を行っていること並びに外貨建の資産を保有していることから、急激な為替変動があった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(14) 資金調達における当社確約事項及び財務制限条項について

当社は、安定的な資金調達を目的として、金融機関との間で平成25年9月26日付シンジケートローン契約(金額：32,269百万円、期間：平成25年9月30日から平成28年9月30日)を締結しております。当該契約には、当社の確約事項及び財務制限条項が付されており、当該期間中、当該確約事項及び財務制限条項に抵触した場合、貸付人から繰り上げ弁済を請求される可能性があります。

当社の確約事項及び財務制限条項における主要なものについては、以下の通りです。

(確約事項)

- ・ 1 案件あたり金額 5 億円以上の設備投資を行う場合には、エージェント及び多数貸付人の書面による承諾を要すること。

(財務制限条項)

- ・ 連結及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期(含む第 2 四半期)比75%以上かつ連結は88億円以上、単体は56億円以上に維持すること。
- ・ 連結及び単体の損益計算書に示される経常損益及び営業損益が、各年度の決算期及び第 2 四半期につき 2 期連続して損失とならないようにすること。

(15) 連結子会社が発行する種類株式の買取について

中国においてタイヤ用スチールコードの製造販売を行う当社の連結子会社である東京製綱(常州)有限公司を保有し、その事業活動を支配・管理する当社の連結子会社である東京製綱海外事業投資株式会社が発行している種類株式1,790百万円について、平成29年までに東京製綱海外事業投資株式会社による同種類株式の償還が完了していない場合、同種類株主から買取請求を受ける可能性があり、当該請求に基づく買い取り義務を当社が履行した場合、当該種類株式を 1 株当たりその発行価額に累積未払配当金を加えた額にて買い取ることにより、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

東京製綱株式会社 本店

(東京都中央区日本橋 3 丁目 6 番 2 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。